

パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方（案）

1. 意見募集結果

公募期間	平成 22 年 10 月 1 日（金）～ 平成 22 年 11 月 1 日（月）
寄せられた意見数	59 件 （2 人、2 団体）

2. 意見の反映状況

計画（案）に対する意見	反映した意見	11 件
	一部反映した意見	6 件
	反映しなかった意見	25 件
	既に計画（案）に記述済の意見	13 件
計画（案）以外の意見		4 件
合 計		59 件

※ 詳細は、次ページ以降の一覧表を参照

（参考）反映結果の公表

公表期間	平成 22 年 11 月 22 日（月）～ 平成 22 年 12 月 28 日（火）
公表場所	企画課、市政情報コーナー（市役所 1 階）、各総合事務所、南出張所、北出張所、高田地区公民館、直江津地区公民館、高田図書館、高田図書館浦川原分館、市民プラザ、教育プラザ、直江津学びの交流館、ユートピアくびき希望館、市ホームページ

パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方（案） 一覧表

対応状況…反映、一部反映、反映不可、計画記載済み、計画(案)以外の意見

No.	区分		意見	対応状況	市の考え方
1	計画全体		今回の第5次総合計画基本計画については、基本施策レベルでの指標項目の中間実績からの課題と、市民の声アンケート調査の結果により見直しを行ったとあります。施策の重点化や事業の選定などは、上越市の現状を政策分野別に国や県あるいは類似自治体の指標とも対比しての考察も必要であり、それらの資料を添付する必要があると考えます。 政策分野別に上越市を国や県や類似自治体の指標と対比することで、上越市のポジションが確認できます。これによって市民は、福祉、教育、産業（商工業、観光、農業など）、文化などや財政状況などについて市の全体像を知ることができます。市民への的確な情報提供により市民の声アンケートの回答は変化するのではないのでしょうか。	反映不可	指標項目の中間実績と「市民の声アンケート」の結果からの評価検証は、政策や施策の見直しのために実施したものであり、施策の重点化や事業の選定のためではないことを、まずご理解ください。 今後の施策の重点化や事業の選定は、「第1章 第2節 分野別計画への反映」に示したとおり、すこやかなまちづくりへの取組を推進する視点をもって行うこととしています。 ご意見のような類似団体などとの比較からの考察は、個々の事業の企画立案や実施方法の検討段階で、これまでも行っていますし、今後も行っていきます。一方で、それぞれの分野に様々な指標があり、比較に用いる指標によっては同じ分野でも当市のポジションは大きく変化します。また、ランキングがすべてを表わすものではないとも考えます。 統計に基づく指標は、毎年、データ集「上越市統計要覧」にまとめて情報提供しているほか、おおむね3年周期で発行している「J o e t s u 統計データブック」には、県内他市町村や特例市との比較ランキングも示していることから、今回あらためて添付する必要はないものと考えます。
2	計画全体		上越市の状態を示す各種の指標を国や県あるいは類似自治体の指標と対比する形で示す必要があるものと考えます。上越市の立ち位置を確認しながら計画を進めることが必要であると 考えます。市民も上越市の置かれている現状を県や他の類似自治体との関係で理解しておく 必要があります。	反映不可	
3	計画全体		総合計画も定期的な統計分析で「すこやか度」を確認し、強化すべき分野は更に強化し、病 んでいる分野は養生する処方と処置が必要です。この「すこやか度」を市民に示し共有して 健全な“まちづくり”をすることが計画の運用管理の一つだと思いますので、分野別政策・ 施策の「すこやか度」を資料編に追加してください。	反映不可	ご意見にある「すこやか度」とは、政策分野が目指す定性的な目標の達成度を一つの客観的な指標で表す ことと解釈しますと、政策分野のような大きな括りの達成度を、こうした指標で示すことは極めて困難で す。 したがって、本計画では「すこやか度」のような指標は採用していません。それに代わるものとして、政 策分野ごとに目指す状態を言葉で記述した定性的な目標と、その参考としていくつかの指標項目を掲げ、 その実現に向けて努力していくこととしています。
4	第1章	P10	第1節 3段落目、「・・・下支えとして・・・「行財政改革による行政運営の効率化」と、 「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」の二つの取組を進めます。」とあ りますが、下支えであるこれらの取組の姿が見えません。下支えとして密接不可分の関係に あるとすれば、本計画において何らかの形で説明する必要があるものと考えます。	計画記載 済み	「第1章 すこやかなまちづくりへの取組」においては、すこやかなまちづくりの取組の全体像を説明す る上で必要なことから、下支えとなる2つの取組を記載していますが、これらの具体的な取組について、 本計画では以下の通り示しています。 一つ目の「行財政改革による行政運営の効率化」の4つの柱のうち、「健全財政の推進」「組織機構改 革」「人材育成」は、「第2章 第2節 自立した自治体運営が確立したまち」にそれぞれの施策について 示しているほか、「マネジメントシステムの再構築」は、「第3章 総合計画の推進に当たって」におい て計画の運用管理方法として明確にしています。なお、これらの取組は、現在策定している「第4次行政 改革大綱」に位置付けることとしています。 二つ目の「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」は、「近隣社会における共生」「多様 な市民活動」「市民と行政の協働」の3つを柱としており、それぞれの施策は、「第2章 第1節 人にやさ しい自立と共生のまち」に示しています。
5	第1章	P10	第1節 3段落目、「行財政改革による行政運営の効率化」と、「市民社会へのアプローチに よる『新しい公共』の創造」の二つの取組を進めます、とありますが、下支えであるこれら の取組の姿が見えません。何らかの説明が必要であると 考えます。	計画記載 済み	
6	第2章	政策目標 全体	第2章について、政策目標に指標と数値が記載されていますが、それぞれの指標がどのよう な観点から採用され、どのような視点から目標値が設定されているか、意味がよく分からな いものかなりありますのでそれぞれについて簡単に説明を加えてください。また、管理に おいては指標と数値のみが重要視されることのないようにしてください。（指標は一つの目 安でしかありませんから。）	一部反映	指標項目は、平成19年の改定版策定時に、定性目標をより具体的に、かつ客観的に示すための補完的な指 標として位置付けたものであり、尺度として政策を網羅する完全なものではありませんが、数値の把握が 可能であり、かつ市民にとってイメージしやすいと思われる指標という視点で選択しました。 また今回は、計画期間の中間での見直しであることから、計画の連続性を維持する観点から、指標が把握 できなくなっている項目や、既に最終目標値を達成している目標値を除いて、原則として指標項目や目標 値の変更は行っていません。
7	第2章	政策目標 全体	第2章について、政策目標に指標と数値が記載されていますが、どのような視点から目標値 が設定されているかよく分からないものがありますのでそれぞれについて簡単な説明が必要 と考えます。	一部反映	指標項目の選定や目標値の設定の視点についてそれぞれ簡単な説明を、とのご意見であります が、策定経過に関することであることや、指標は参考値とする位置付けであることから、計画の中に説明を加えるこ とは考えていません。 なお、本計画をより良く理解いただくため、ご意見を参考に、今後、ホームページに補足資料として指標 項目の説明をお知らせすることも検討します。
8	第2章	指標項目 P22	男女の地位の平等感の実績値が目標値よりも進んでいます。これを踏まえてH26の目標値 をもう少し高めにする必要があると考えます。	反映	ご意見を踏まえ、過去の伸び率を参考に目標値の上方修正を行いました。 【修正内容】 指標項目 男女の地位の平等感 目標値 (H26) 35.5%

No.	区分		意見	対応状況	市の考え方
9	第2章	指標項目 P26	収納強化するとしているのになぜH26の収納率の目標が上がっていないのか。	反映不可	収納強化に努めていますが、リーマン・ショックに端を発した景気の悪化とともに、市税等の徴収率は停滞している状況です。 中間検証の目標値が未達成であったことも踏まえ、平成26年度目標値は中間目標と同率としたものですので、目標値の修正は必要ないものと考えます。
10	第2章	指標項目 P26	公社の土地保有額が実績の185億から62億へと大幅に減っているが説明が必要である。	反映不可	平成26年度目標値の62億円は、現在の経営健全化計画に基づいて、予定どおり民間への売却が進んだ場合の数値です。 個々の指標項目の説明は計画に記載しないこととしていますが、今後、ホームページに補足資料として指標項目の説明をお知らせすることも検討します。
11	第2章	指標項目 P32	市民一人当たりの家庭ごみ排出量のH26目標値が実績値よりも多くなっており、説明が必要だと考えます。	反映不可	平成26年度目標値は、家庭ごみの有料化により大幅に減少した平成21年度の実績値に1割程度のリバウンドを考慮して算出しました。 個々の指標項目の説明については計画に記載しないこととしていますが、今後、ホームページに補足資料として指標項目の説明をお知らせすることも検討します。
12	第2章	指標項目 P34	火災発生件数のH26の目標が実績と同じです。改善の数値にする必要があると考えます。そもそも災害発生件数を管理目標にすることは市民感情にそぐわないものがあり不適切です。この種の目標値は原則的にゼロであるべきです。他の指標を探してください。	一部反映	過去5年間の火災発生状況を踏まえ、最低水準に抑止した状態を目標に、消防関係機関を始め、地域とともに防火活動に取り組んできたところであり、平成21年には火災発生を57件に抑止することができました。 ご意見をいただいたように火災発生0件を目指すことは当然のことであると考えますが、現状から1件でも多く火災発生を抑止するため、平成26年目標値を「56件以下」に変更しました。 【修正内容】 指標項目 火災発生件数 目標値 (H26) 56件以下
13	第2章	指標項目 P36	犯罪や災害発生件数を管理目標にすることは市民感情にそぐわないものがあり不適切です。他の指標を探してください。	反映不可	警察署、防犯協会、交通安全協会、地域が一体となって犯罪防止及び交通事故防止に取り組む中、新潟県警察本部が策定する「安全安心にいがた」推進計画及び「新潟県交通安全計画」では、同様の指標項目を設定しています。 これら計画に対応した指標項目を設けることで、関係者が一丸となって取組を進めることとしていることから、指標項目として適切と考えます。
14	第2章	指標項目 P38	交通不能発生件数はゼロが当たり前で目標指標として不適切です。他の指標を探してください。	反映不可	道路除雪について、異常降雪時においても幹線市道の交通障害を発生させないことが極めて重要であり、指標項目として適切と考えます。
15	第2章	指標項目 P38	調査研究数も目標指標として不適切と考えます。	反映不可	雪への対応は豪雪地帯として知られる上越市にとって積年の課題であり、利雪と克雪の両面からの取組を行っていく必要があります。 そのため、雪冷房装置などの雪を資源とした活用方策や消融雪技術等は常に新しい情報を収集し、本市への導入が可能かどうか、調査・研究を続けていかなければなりません。 この指標項目は、これらの問題に継続して取り組んでいる状態を表しているものであることから、指標項目として適切と考えます。
16	第2章	指標項目 P46	事業所数がありますが、これは行政の努力で目標値が達成できるものなのではないでしょうか。そうでないなら指標としての管理は適当でないと考えます。	反映不可	市内に多種多様な事業所が存在することが、地域経済の活力と雇用の維持・創出の面から重要なことと考えており、市としても、企業の経営安定化や起業等の支援、企業誘致等の施策によって、事業所数の維持・拡大に寄与できることから、指標項目として適切と考えます。
17	第2章	指標項目 P48	1人当たりの医療費増減度のH26の目標値が実績よりもはるかに大きな数値となっていますが、医療費の増加を許容した政策とするようにも見えます。指標としては不適切と考えます。	反映不可	現在、医療費の適正化を図るため、生活習慣病の予防対策に重点的に取り組んでおり、医療費の伸び率は鈍化傾向にあります。 平成26年度目標値は、この鈍化傾向にある平成20年度から平成21年度までの医療費の伸び率を維持することを目指して設定したものであり、指標項目として適切であると考えます。

No.	区分	意見	対応状況	市の考え方
18	第2章 指標項目 P50	指標自体が不適切と考えます。特に下2つは指標として管理すべき性格のものではないと思います。せめて老人会への参加率とかにしたらいかがでしょうか。	反映不可	「要介護・要支援認定者数」は、高齢化の進展が進む中、要介護・要支援状態になる人が増えつつあり、できる限りそのような状態にならないよう、数値を抑えることが必要なために設定しています。なお、高齢者の生きがいがづくりの場は多様化しており、「老人会への参加率」は十分な効果を測定できないことから指標項目にしていません。 また、「福祉施設から一般就労への移行者数」については、障害のある人が、地域社会の中でいきいきと暮らすことが重要であることから、自立や社会参加の状況を図るため指標項目としたものです。 「被保護世帯の就労世帯率」については、生活困窮者が、健康で文化的な最低限の生活ができるための支援を行い、自立することを指標項目としたものであり、いずれも指標項目として適切と考えます。
19	第2章 P21	2 市民公益活動の充実 (1) 「・・・講座の開催のほか、会議やイベント運営への参加等・・・」としていますが、市民による企画段階からの参画のイメージがありません。市民が自ら考え企画していくことが、市民が主役と言うことになりまますのでこのことを明確に記述してください。また、実践的な機会の提供だけで多様な人材の育成が出来るとは到底思えません。実践への参加だけなら体のいい市民の使役になりかねません。従来の経験を生かしての系統的に周到に準備されたカリキュラムに基づく人材育成の講座が必要です。人材はちょっと何かをすれば育つと言うものではありません。時間がかかります。長い目で見た用意周到な育成計画が必要です。将来的に上越市が発展するかしないかはこの人材の育成にかかっています。人材育成についての記述が不足していますので、そのくらいの覚悟を持ってしっかりと記述してください。	一部反映	市の政策の意思形成に市民がかかわっていくことは、自治基本条例第5条に市民参画をする権利として明記されています。 このことから、ご意見を踏まえ、積極的にかかわるという意味の「参加等」から、一步進めた「参画等」に修正しました。 人材育成に関しては、ご意見にあるように時間をかけて系統的に行われていくものと考えていますので、計画では簡潔な記述にとどめますが、事業実施に当たっては、このような視点を持って進めます。 なお、行政は人材育成のすべてを担うのではなく、市民の参画の場を提供することが責務であると考えています。 【修正内容】 施策の内容 まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、まちづくりのリーダーや担い手となる多様な人材を育成するため、地域のまちづくりに関する講座を開催するほか、会議やイベント運営への参画等、実際の活動を通じて実践的な経験を積むことのできる機会を提供します。
20	第2章 P21	2 市民公益活動の充実 (1) 実践的な機会の提供とありますが、実践だけで多様な人材の育成が出来るとは思えません。系統的に周到に準備されたカリキュラムに基づく人材育成の講座が必要です。時間はかかりますが長い目で見た用意周到な育成計画が必要です。将来的に上越市が発展するかしないかはこの人材の育成にかかっています。人材育成についての記述が不足していますので、覚悟を持ってしっかりと記述してください。	一部反映	
21	第2章 P22, 23	第1節の「2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり」の基本的な考え方、施策の内容の中で、「在住外国人」を「外国人市民」と修正されているが、今後の行政運営に於いて難しい問題を多く抱えてしまう言葉であると考えます。 「地球市民」と同様の情緒的な言葉を使うことで、行政にとって将来に禍根を残すことになるのではないかと大変危惧している。 「在住外国人」のままにしておくべきである。	反映不可	当市では、自治基本条例において、市の区域内に居住する個人を「市民」と定義し、この中には外国人も含むとしています。また、第二次人権総合計画においても既に「外国人市民」という言葉を使っています。 今回の見直しにおいては、まちづくりを担う地域社会の構成員として積極的にとらえ、「外国人市民」としたものであり、ご意見にあるような懸念はないものと考えます。
22	第2章 P23	2 (1) 「・・・各種研修会などの啓発活動を・・・」とありますが、研修会のようなものだけなのか、広報誌やチラシなどを活用してもっと大々的に行う必要があると考えます。また、施策が一つしか書いてないのに、研修会など、と表記するのはよろしいのでしょうか。	反映	研修会だけではなく、講演会の実施や広報紙での周知なども実施していることから、「各種講演会や研修会、広報紙などを活用して」に修正しました。 【修正内容】 施策の内容
23	第2章 P23	2 (1) 「・・・各種研修会などの啓発活動を・・・」とありますが、広報誌やチラシなどを活用して系統的に行う必要があると考えます。	反映	人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、学校、地域及び関係機関との連携を図りながら各種研修会や研修会、広報紙などを活用して啓発活動を推進します。
24	第2章 P23	第7節「人が学び、育ち、高め合うまち」には平和教育についての記述がなく、第1節の2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり (22、23ページ) に非核平和の推進と記述はあるが、不十分であると考えます。 地元の名立、黒井、直江津捕虜収容所にある平和教育の教材を活用する事で、広島にない身近な事実に触れることで多くの青少年、子供に平和の尊さ、命の尊さを教育できると考えますので、この取り組みへの追記を提言致します。	計画記載済み	指摘のあった事項については、分野別計画の第1節に「戦争を知らない世代が平和の尊さを学ぶ機会を提供します。」と記述し、子どもたちへの学習機会の提供を含めた記述としていることから、第7節への記述は不要と考えます。 また、個々の取組の記述は基本計画になじまないことから追記は不要と考えます。

No.	区分		意見	対応状況	市の考え方
25	第2章	P25	3(3)「施策の立案等における市民参画を推進するため、・・・」とありますが、市民参画のためにのみ委員の公募を行っているのではないかと思います。市政に市民の声を反映させる為なのではないでしょうか。	計画記載済み	市政に市民の声を反映させることについては、3(3)の2つ目に「市民の意見やニーズの把握を進めるため」の広聴活動について記述しています。ここでは、更に一步踏み込んで、施策の立案等の意思形成過程において、市民からかかわっていただくことを記述したものであることから、修正の必要はないものと考えます。
26	第2章	P25	3(3)「施策の立案等における市民参画を推進するため、・・・」とありますが、主たる目的は市政に市民の声を反映させるためであると考えます。	計画記載済み	なお、市民参画については、自治基本条例の第2条第4項において「市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう」と定義しています。
27	第2章	P26	基本的な考え方の中頃に平成27年度以降の普通交付税の大幅な減額についての記述があるが、減額の具体的な数字を示すべきと考えます。つまり本計画は平成26年度までであるが、当然、次年度以降の減額対応が即出来るとは考えにくく、それを見据えた財政基盤の確立計画であるべきですから具体的な数字を示す中で、対応した考え方の記述が必要と考えます。例えば、減額分を単年度収支の黒字目標額として設定するなど。又、加えて新幹線開通による在来線の第三セクター化による市の負担予想とその対応に対する考え方も記述が必要と考えます。	反映不可	普通交付税に係る合併特例は平成27年度から段階的に廃止され、平成21年度の決定額をベースに試算すると、平成32年度において約84億円の減収となります。さらに、平成27年度から32年度までの6年間で現在の市税収入1年分を超える約294億円が減額となるなど、今後の行財政運営への大きな影響を懸念しているところです。しかし、地方交付税は、国税収入や地方財政対策の動向による変動要素が大きく、将来的な交付税額の精緻な見積もりは極めて困難であるため、具体的な数字は示していません。本計画期間終了後の平成27年度以降の財政運営に向け、引き続き人件費の削減、公共施設の適正配置、不要財産の処分、地方債の繰上償還、特別会計や第三セクターの見直しなど行財政の効率化を図ってまいります。その具体的な対応方法については現在検討を進めており、公表できる段階にありません。また、個別の事業で事業費が大きく変動する要素のあるものを記述することは避けるべきと考えます。
28	第2章	P27	1(1)「税の公平性を確保するため・・・」とありますが、財源の確保のためであると考えますので修正をしてください。	反映	収納強化については、財源確保の観点と納税義務の公平性を保つ観点の両方があることから、「税の公平性や財源を確保するため」に修正しました。
29	第2章	P27	1(1)「税の公平性を確保するため・・・」とありますが、財源の確保のためが主であると考えます。	反映	【修正内容】 施策の内容 課税や受益者負担の適正化と納税意識の高揚を図るとともに、 <u>税の公平性や財源を確保するため</u> 、納税環境を整備し、市税等の滞納分の徴収強化に取り組みます。
30	第2章	P27	1(2)「遊休財産の売却や貸付を推進すると共に、・・・」とありますが、既存施設の情報発信と財源確保とがどのように結びつくのか分かりません。「遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。」とすればよく理解できます。	反映	ご指摘の部分については、財源確保との直接的な関係がわかりにくいことから、「遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。」と修正しました。
31	第2章	P27	1(2)「遊休財産の売却や貸付を推進すると共に、・・・」とありますが、「遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。」としたほうが良いと考えます。	反映	【修正内容】 施策の内容 <u>遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。</u>
32	第2章	P27	3「民間売却に重きを置いた現行の経営健全化の見直しや・・・」とありますが、民間売却を後退させて市の買い入れを増やすというように読みとれます。そうだとすると詳細な説明が必要です。いずれにしても意味がよく分かりません。	反映不可	公社の経営状況が、市の財政に与える影響は極めて大きいことから、民間売却が厳しい現状を踏まえた経営健全化の見直しが必要であり、市の再取得に言及しているものではありません。記載以上の詳細な説明は不要と考えます。
33	第2章	P27	3「民間売却に重きを置いた現行の経営健全化の見直しや・・・」とありますが、意味がよく分かりません。	反映不可	
34	第2章	P28	下から8行目「・・・当市の玄関口としてふさわしい・・・」とありますが、具体的なイメージがまったく分かりません。イメージが分かるように記述してください。読む人によってイメージが変わるような表現は好ましくありません。	計画記載済み	当市の玄関口としてのイメージに関しては、総合計画の基本構想77ページの「③ゲートウェイ（玄関口）」に、新幹線新駅周辺は、「観光や業務等を目的とした来訪者をもてなすにふさわしい環境整備とともに、都市拠点をはじめ市内との円滑な移動を実現する交通施設（駅・駐車場等）の整備を行います。」と記載しています。
35	第2章	P28	下から8行目「・・・当市の玄関口としてふさわしい・・・」とありますが、イメージがよく分かりません。読む人が勝手にイメージできるような表現は避ける必要があります。	計画記載済み	

No.	区分	意見	対応状況	市の考え方
36	第2章 P29	1 (2) 「…宅地供給を行います。」とありますが、行政が宅地供給を行わなければならない状況は終わっていると考えます、また、財政状況が苦しい中であって実施しなければならないこととも思えませんので背景をよく説明してください。	一部反映	<p>新たな住宅団地の造成などによる宅地供給は予定していませんが、良質な住宅地を確保することは今後も必要であり、手法としては公共施設やライフライン等を一体的に整備できる土地区画整理事業が最良であると考えています。</p> <p>このため、新幹線新駅周辺地区のように市が政策として行う土地区画整理事業もありますが、地権者が主体となる組合施行によるものについても整備効果を考えた上で支援します。</p> <p>ご意見を参考に、「公共施設やライフライン等を一体的に整備できる土地区画整理事業等」と修正しました。</p> <p>【修正内容】 施策の内容 今後の居住に対するニーズを十分に踏まえつつ、<u>公共施設やライフライン等を一体的に整備できる土地区画整理事業等</u>により、宅地供給を行います。</p>
37	第2章 P29	2 (1) 「…景観づくりの担い手となる人々の育成を図ります。」とありますが、従来はなかったことと思いますのでイメージが分かるように方向を示してください。	反映不可	<p>市では、人々に親しまれ、愛される「景観」を生み出すには、市民一人ひとりが主役となり、自発的な取組を積極的に行うことが必要であるとの考えから、市民・事業者・行政・専門家などそれぞれの立場から景観づくりに関わっていただくための取組を進めており、施策の内容の記述は、見直し前の基本計画にもあったものです。</p> <p>また、景観づくりにかかる詳細な内容は、個別計画である上越市景観計画に記述されていることから、修正の必要はないと考えます。</p>
38	第2章 P29	2 (1) 「…景観づくりの担い手となる人々の育成を図ります。」とありますが、イメージが分かるように記述してください。	反映不可	<p>里地里山は、自然環境に関する要素だけではなく、産業構造や、生活様式の変化等の社会的な要素を深めた様々な要因により変化してきたところであり、水道水源保護地域や市民の森の指定、森林吸収源対策など森林整備や農地保全に係る施策により、里地里山における人づくりを含めた地域づくりや環境保全の仕組み作りに努めているところです。</p> <p>こうした施策に必要な財源を投入するために、まずは里地里山の自然環境を市民一人ひとりに知っていただき、理解を深めていただくことが肝要であると考えています。</p> <p>こうしたことから、ご意見を参考に、目的を明確にする表現を追加しました。</p> <p>【修正内容】 施策の内容 <u>里地里山の重要性について市民の認識を深めるため</u>、自然の素晴らしさや大切さについて体験を通して学ぶことができ、豊かな里地里山の保全・活用を実践できる場づくりを推進します。</p>
39	第2章 P33	3 (2) 「…豊かな里地里山の保全・活用を実践できる場づくりを推進します。」とありますが、今一番必要なことはこれらの保全活動をする人がいないこと、保全活動の仕組みがないことです。「場づくりの推進」といったような生易しいことでは里地里山は守れません。再考が必要です。	反映	<p>里地里山は、自然環境に関する要素だけではなく、産業構造や、生活様式の変化等の社会的な要素を深めた様々な要因により変化してきたところであり、水道水源保護地域や市民の森の指定、森林吸収源対策など森林整備や農地保全に係る施策により、里地里山における人づくりを含めた地域づくりや環境保全の仕組み作りに努めているところです。</p> <p>こうした施策に必要な財源を投入するために、まずは里地里山の自然環境を市民一人ひとりに知っていただき、理解を深めていただくことが肝要であると考えています。</p> <p>こうしたことから、ご意見を参考に、目的を明確にする表現を追加しました。</p> <p>【修正内容】 施策の内容 <u>里地里山の重要性について市民の認識を深めるため</u>、自然の素晴らしさや大切さについて体験を通して学ぶことができ、豊かな里地里山の保全・活用を実践できる場づくりを推進します。</p>
40	第2章 P33	3 (2) 里地里山の保全は上越市にとっては喫緊の課題です。里地里山の保全活動に危機感を持って積極的に取り組みます、としてください。	反映	<p>里地里山の荒廃が危機的な状況であるとの認識は「基本的な考え方」に記載しています。</p> <p>里地里山は、自然環境に関する要素だけではなく、産業構造や、生活様式の変化等の社会的な要素を深めた様々な要因により変化してきたところであり、水道水源保護地域や市民の森の指定、森林吸収源対策など森林整備や農地保全に係る施策により、里地里山における人づくりを含めた地域づくりや環境保全の仕組み作りに努めているところです。</p> <p>こうした施策に必要な財源を投入するために、まずは里地里山の自然環境を市民一人ひとりに知っていただき、理解を深めていただくことが肝要であると考えています。</p> <p>こうしたことから、ご意見を参考に、目的を明確にする表現を追加しました。</p> <p>【修正内容】 施策の内容 <u>里地里山の重要性について市民の認識を深めるため</u>、自然の素晴らしさや大切さについて体験を通して学ぶことができ、豊かな里地里山の保全・活用を実践できる場づくりを推進します。</p>
41	第2章 P39	2 「…技術開発の情報収集に努めます。」とありますが、「実用化に努めます。」としてください。情報収集など当たり前のことで計画に記述することではないと考えます。	反映不可	<p>消融雪技術の実用化の可能性について、調査・研究を続けていく必要があると認識していますが、このためには、新しい情報を収集することが大変重要な施策であることから、修正の必要はないと考えます。</p>

No.	区分	意見	対応状況	市の考え方
42	第2章 P45	1 (2) 「・・・コンベンションや各種大会などの機会を活用・・・」とありますが、市民の力がなければ観光は振興しないと思いますが、この市民の参画がどこにも記述してありません。観光が振興している地域は行政や観光協会が何かをしているのではなく、一般の市民や市民活動団体が主体となっているいろいろなことを仕掛けているのです。行政や観光協会はこれらの市民と連携し、後押しをしているのです。当市においては行政や観光協会が主体であり、市民の声を観光に反映させる仕組みがまったくありません。この現状を踏まえて、記述の修正をお願いします。(例：市民の観光行政への参画、市民の知恵とアイデアを反映させる観光市民会議の創設、一人一人の市民による観光情報の発信、観光情報の市民との情報共有など。)	計画記載済み	ご指摘いただいた意見については、今回の見直しにおいて、44ページの基本的な考え方に「市民や企業、商店街などが来訪者に対するおもてなしの意識や能力を高められるよう多様な連携を図りながら、来訪者の受入体制を確立する取組を促進します。」との記述を加えています。また、現行の上越市観光振興5か年計画において、観光を活性化するためには市民一人ひとりの理解と協力が不可欠としていることから、そのことを十分踏まえて事業を実施していきます。
43	第2章 P45	1 (2) 観光が振興している地域は行政や観光協会が主体ではなく、一般市民や市民活動団体が主体となっているいろいろなことを仕掛けている現状を踏まえ、行政や観光協会が主体になっている当市の現状を見直すべく、市民の声を観光に反映させる必要と仕組みについて記述する必要があると考えます。	計画記載済み	
44	第2章 P45	2 (1) 「・・・中心市街地の回遊性やにぎわいを創出する・・・支援を行います。」とありますが、中心市街地とはどこを指すのでしょうか。仮に高田の本町商店街や 直江津の商店街としたら、そこでのものに対しては支援します、ということになります。そのような考えでよいのでしょうか。場所を特定しないで「まちのにぎわい出しの環境整備やイベントに対して支援をおこないます。」としたほうが良いと考えます。旧の町村のにぎわい出しに対しても配慮する必要があります。	計画記載済み	中心市街地については、総合計画の基本構想22ページで「高田地区と直江津地区」と記述しており、商店街のみを捉えているものではありません。また、旧町村への支援については、「2 (2) 地域商業の強化の促進」で記述しており、中心市街地だけではなく、旧町村の商店街の活性化等についても配慮しています。
45	第2章 P45	2 (1) 「・・・中心市街地の回遊性やにぎわいを創出する・・・支援を行います。」とありますが、中心市街地とはどこを指すのでしょうか。中心市街地だけ賑わいが出ればよいと言うものではありません。旧町村のにぎわい出しに対しても配慮する必要があります。	計画記載済み	
46	第2章 P47	1 起業の促進と連携強化 これからはいろいろな形のコミュニティビジネスがまちや経済の活性化に役立つこととなります。全国的にその流れが出てきています。コミュニティビジネスのこととそれに係る支援について追加して記述してください。	反映	新たな市政運営方針「『すこやかなまちづくり』への取組」では、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの育成について、地域の課題解決と雇用の創出を両立するものとして、その可能性も検討したい、としています。このことは、教育、福祉、環境、安全・安心など、地域活性化につながるすべての分野における新たなビジネスチャンスとしてより多くの市民からチャレンジしていただくことを期待していることから、特定の分野での取組とせず、「第1章 2 新しい産業・雇用の創出」に追加しました。
47	第2章 P47	1 起業の促進と連携強化 全国的にコミュニティビジネスがまちや経済の活性化に役立つ流れが出てきています。コミュニティビジネスの育成と支援について記述してください。	反映	【修正内容】 第1章 2 新しい産業・雇用の創出 (P11) 市民の暮らしに及ぼすこうした影響を最小限にとどめつつ、北陸新幹線開業などの好機をいかしながら、従来型の施策を地域内における経済循環の視点からつなぎ合わせ、既存産業の高度化や、業種や分野を超えた新たな産業の芽を育成するとともに、地域の課題解決と雇用の創出を両立するコミュニティビジネスやソーシャルビジネスの育成についての可能性も検討し、足腰の強い内発型の地域経済基盤を形成します。
48	第2章 P47	2 職業能力の開発や就業支援について記述がありますが、これは行政本来の仕事でしょうか。事業仕分けの対象になるのではありませんか。書くとしたら必要性を簡単に記してください。	計画記載済み	雇用対策法第5条では、地方自治体に対し、国の施策と相まって、地域の実情に応じた雇用施策に取り組むよう求めています。職業の安定と労働者の地位向上を図るための職業能力の開発や雇用・就業等の支援は、市民がすこやかな暮らしを営むために欠かせない重要な施策であると考えており、必要性については、46ページの基本的な考え方に記述しています。

No.	区分		意見	対応状況	市の考え方
49	第3章	運用管理 P62	(1) 進捗管理し、達成状況を毎年度検証する、とありますが、これは公表されるのでしょうか。毎年度公表し、市民意見を反映していくことが必要と考えます。それが、「市民が自治の主体として自主自立のまちづくりに取り組むこと」であると考えます。	反映不可	すべての事務事業の進捗については、これまでも目標の達成状況、成果、課題などを決算時に公表しています。政策目標の達成状況の検証結果についても、行政情報の市民との共有化の観点から、公表していきたいと考えています。
50	第3章	運用管理 P62	(1) 進捗管理し、達成状況を毎年度検証する、とありますが、毎年度公表し、市民の意見を反映していくことが必要と考えます。市民が主体の自主自立のまちづくりからは当然のことです。	反映不可	
51	第3章	評価検証 P63	評価検証に、「・・・市民の声アンケートにより・・・」とあります。5000名にアンケートを実施し、回収率が今回51.08パーセント、前回36.9パーセントとなっていますが、このような数値で本当の市民の意向が把握できるのでしょうか。仮に回収率がもっと下がった場合はどのようなになるのでしょうか。ある程度市政に関心の高い地域協議会委員の声も参考にする仕組みは考えられないでしょうか。	計画(案)以外の意見	今回行った市民の声アンケートの調査対象は、前回調査と同様、20歳以上の約3%にあたる5,000人とし、回収率向上のため、設問の文言や調査票のレイアウトを工夫しました。仮に、回収率が前回同様であっても、統計的には、全数集計の誤差は±2%程度であると推定され、市民全体の意向を推測することができるものと考えています。また、市民の声アンケートは、市民実感からの評価を経年変化もあわせて把握するために実施するものであり、特定の皆さんの意見を反映するためのものではありません。特定の皆さんの意見については、条例に基づく総合計画審議会を設置し、計画案を審議していただくという仕組みが既にできています。
52	第3章	評価検証 P63	63ページの2. 計画の評価検証については、「市民の声アンケート」と行政による検証結果などから比較分析すると記述されていますが、自治基本条例第25条2項では、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法を取り入れるよう努めなければならないと規定されていますので、「市民のアンケート」に加えて第三者による評価を得るよう改訂願います。	反映不可	総合計画を策定する際には、条例に基づき総合計画審議会を設置し、計画案を審議していただくほか、その前提となる前計画の評価について検証していただいています。審議会は、教育や農業など各分野の専門家や学識経験者から構成されており、行政による自己評価を審議会に検証していただくことで第三者評価としていることから、修正は必要ないものと考えます。
53	第3章	評価検証 P63	「市民の声アンケート」を配布する際、行政サービスの実態の同等他市との比較資料は添付されているのでしょうか？例えば水道料金、下水道、保育料などなど。これらが提示されていないと、アンケート評価が漠然とした対象に対するものになり易いので考慮願いたい。	計画(案)以外の意見	市民の声アンケートは、市民実感から政策・施策の評価等を行うためのものです。市民の声アンケート配布時に、他市との比較資料を添付することによって、先入観を与え、実感とは異なる回答が引き出されることが懸念されることから、今後もデータの添付は考えていません。
54	資料編	財政状況 P70, 71	総合計画と財政見通しの関係について、資料編の財政状況は21年度までの推移を掲載し今後も厳しい財政状況は不可避と記されておりますが、総合計画の実現を裏付ける内容にはなっていません。現実的には歳入の確かな見通しを持つことは難しいことであると考えますが、だからといって政策の目指すところを実現する財政の見通しが直近の年次計画しか立てられないなら、この中期的総合計画の存在意義は怪しくなります。	計画記載済み	財政見通し、とりわけ歳入の見通しについては、社会経済情勢や国の政策などに大きく左右されることから、ご指摘の通り、精度の高い見通しを持つことは非常に困難です。このため、計画期間である平成26年度までの中期的な財政見通しについては、計画の中に示して固定した見通しで計画を推進するのではなく、別途作成したうえで、毎年度見直しを行っていくこととしました。そして、「第3章 総合計画の推進に当たって」では、この中長期的な見通しを踏まえながら健全財政を推進し、計画期間内の事業の進捗を図るだけではなく、計画期間終了後も見据えて計画を推進していくこととしています。
55	資料編	財政状況 将来人口 P68～71	市民にとって総合計画実現の前提となる財政状況及び将来人口に関しては計画の前提条件として本編への記述が必要と考えます。	反映不可	将来人口については、現行総合計画の策定後に国勢調査が実施されていないことから、「住民基本台帳及び外国人登録人口の合計値」を実績値として検証した結果、人口推移の傾向に大きな変化が見られなかったため、従来の推計値は変更していません。
56	資料編	財政状況 将来人口 P68～71	総合計画実現の前提となる財政状況及び将来人口に関して、計画の前提条件として本編への記述が必要と考えます。	反映不可	また、財政状況については、歳入歳出見通しを別途作成し、毎年度見直すこととしたことから、計画では決算を踏まえた財政状況の説明にとどめています。以上から、いずれも資料編に掲載することとしましたのでご理解いただきたいと思います。

No.	区分		意見	対応状況	市の考え方
57	資料編	財政状況 P70, 71 P26	<p>残高についての資料が、資料編に記述されていない。(71ページの市債残高の推移(普通会計)のグラフには、通常分の市債という表記がなく、どれがどれのことか理解できない。又、このグラフにおいて一人当たりの市債残高が記載されているが、後に国から補填されない純然たる市民一人当たりの市債残高も記載するよう改善すべきである。)</p> <p>次に、通常分の市債の意味の説明も含めて、それ以外の、例えば土地開発公社や特別会計などの市の抱えている全ての借金の項目ごとの推移をグラフ化して実態を説明し、本目標達成への理解を求める様に改訂して下さい。一市民の私として知りたいのは、いったい市の全体の借金はいくらで、一人当たりの金額はいくらなのかというはっきりした金額です。これは自治基本条例第17条2項に基づく改訂依頼です。</p>	反映不可	<p>資料編の財政状況では、厳しい財政状況の中での計画であることを説明する資料として、会計範囲を統一的な基準で整理し、他団体などとの比較ができるようにした普通会計を用い、代表的な指標(グラフ)に絞って掲載しています。一方で、26ページで指標項目としている「通常分の市債残高」は、一般会計の目標として当市が独自に使っている指標であることから、資料編においては「通常分の市債残高」といった表記はしていません。</p> <p>また、特別会計の市債残高などについては、毎年度作成している「決算の概況」に記載し、市のホームページにも掲載しています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、指標項目に一般会計についての目標であることを付記しました。</p>
58	その他		<p>第5次総合計画の基本構想にある「土地利用構想」に関して、構想の進捗や計画などまったくその姿が見えておりません。どのようにになっているのでしょうか。</p>	計画(案)以外の意見	<p>今回の見直しは、第5次総合計画のうち、基本計画について行ったもので、基本構想部分である土地利用構想は対象としていません。</p> <p>土地利用構想は、基本理念や将来都市像をまちの空間的な視点から実現するため、当市の都市構造や土地利用についての基本的な考え方を示したものであり、地域の基盤整備や交通ネットワークなど個別の分野においては、土地利用構想に基づいた施策を実施しています。</p>
59	その他		<p>第5次総合計画の基本構想にある「土地利用構想」に関して、構想の進捗や計画などまったくその姿が見えておらず、今回の見直しでも触れられておりません。どのようにになっているのでしょうか。</p>	計画(案)以外の意見	<p>今回の見直しは、第5次総合計画のうち、基本計画について行ったもので、基本構想部分である土地利用構想は対象としていません。</p> <p>土地利用構想は、基本理念や将来都市像をまちの空間的な視点から実現するため、当市の都市構造や土地利用についての基本的な考え方を示したものであり、地域の基盤整備や交通ネットワークなど個別の分野においては、土地利用構想に基づいた施策を実施しています。</p>